都道府県名 山梨県 市区町村名 甲府市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分		che IIII. A dec		左の	Dうち、ふるさと	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)					
市町村民税	1, 367	160, 821, 600	65, 113, 678	425	21, 796, 600	12, 292, 208	2, 039, 797				
道府県民税	1, 367	160, 821, 600	43, 408, 967	425	21, 796, 600	8, 194, 938	1, 359, 924				

区分	7第1項第2号	をの2第1項第2号 に規定する寄附を 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	73	3, 158, 500	136, 102	163	8, 862, 900	512, 214	
道府県民税	73	3, 158, 500	90, 735	163	8, 862, 900	341, 436	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
					T村、特別区に 寄附金	共同募金、日々	本赤十字社に対 寄附金	条例で定める	ものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	71	24, 939, 000	6, 834, 917	60	18, 301, 000	37	396, 500	53	6, 241, 500	
道府県民税	71	24, 939, 000	4, 556, 617	60	18, 301, 000	37	396, 500	53	6, 241, 500	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	1, 674	197, 782, 000	72, 596, 911				
道府県民税	1, 674	197, 782, 000	48, 397, 755				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

ワンストップ特例の適用外通知の送付時期や送付対象者の選別など、はっきりと明示してほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例を申請する時に適用外になる用件などをしっかりと周知してほしいと要望がありました。実際、このケースの問合せが増え、事務処理も増加しました。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

がまたいらの意見をいただいた事もありますが、ふるさと寄付の本当の趣旨を逸脱し、品物目当ての寄付が多いように思われる。税額控除や品物等の必要性など、もう一度見直す必要があると考えます。また、現状だと、「ふるさと」という言葉も適当ではないという意見もいただきました。この部分に対しても併せて、見直す必要があると考えます。

都道府県名 山梨県 市区町村名 富士吉田市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
	人数(人) 寄附金額(円)		控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	267	26, 900, 900	13, 367, 537	89	4, 509, 200	2, 561, 720	415, 520		
道府県民税	267	26, 900, 900	8, 909, 747	89	4, 509, 200	1, 707, 843	277, 027		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	9	129, 766	4, 200	31	1, 571, 000	47, 760	
道府県民税	9	129, 766	1,600	36	1, 571, 000	52, 320	

	3つのうちい	ずれか2以上に訪	亥当するもの		左の内訳					
区分			都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 対する寄附金 する寄附金		条例で定める	条例で定めるものに対する寄附 金				
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	12	3, 288, 830	973, 340	12	2, 662, 000	4	252, 830	11	374, 000	
道府県民税	12	3, 288, 830	647, 695	12	2, 662, 000	4	252, 830	11	374, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	319	31, 890, 496	14, 392, 837				
道府県民税	324	31, 890, 496	9, 611, 362				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

268 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税は、単なる財源獲得の手法ではなく、本市の産業や企業、特産品などをアピールするチャンスであると考えています。 今まで認知されなかった魅力的な特産品や市の観光資源などを、全国の方々に知っていただくことで、市の魅力を伝えることができる 機会といえます。一方で、ふるさと納税は実質的な節税手段であり、高額所得者ほどその効果が高いものとなっています。寄付者自身 が自己負担以上の便益を得られるばかりでなく、居住している自治体の税収減となり、寄付をしていない他の納税者がその負担を担う ことになる制度に疑問を感じています。

都道府県名 山梨県 市区町村名 都留市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分	区分 人数(人) 寄附金額 (円)		(117.27)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
				控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	132	10, 582, 450	4, 532, 750	42	1, 889, 800	952, 070	137, 920		
	道府県民税	132	10, 582, 450	3, 021, 861	42	1, 889, 800	634, 726	91, 953		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	12	90, 000	4, 080	53	1, 044, 000	56, 280	
道府県民税	12	90, 000	2, 720	53	1, 044, 000	37, 520	

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの				左の内訳					
区分			都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 する寄		本赤十字社に対 寄附金					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	3	1, 193, 700	124, 355	1	182, 000	2	7, 000	3	1, 004, 700	
道府県民税	3	1, 193, 700	82, 904	1	182, 000	2	7,000	3	1, 004, 700	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	200	12, 910, 150	4, 717, 465				
道府県民税	200	12, 910, 150	3, 145, 005				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

84 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書を受けての賦課処理となるため、通知未到達等の確認ができない点や、納税義務者が申告を行うと特例の適用外となり、寄附金控除が反映されないことを踏まえると、課税事務が煩雑になったように思われる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山梨県 市区町村名 山梨市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(#1.7=7)				ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	146	9, 586, 000	4, 281, 749	58	2, 854, 000	1, 614, 925	263, 649			
	道府県民税	146	9, 586, 000	2, 854, 619	58	2, 854, 000	1, 076, 701	175, 814			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	20	304, 570	15, 872	46	1, 375, 000	76, 980	
道府県民税	20	304, 570	10, 584	46	1, 375, 000	51, 320	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			4.	o de Se		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		左の内訳 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	10	16, 939, 700	1, 098, 468	8	1, 201, 000	5	33, 700	8	15, 705, 000
道府県民税	10	16, 939, 700	732, 320	8	1, 201, 000	5	33, 700	8	15, 705, 000

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	222	28, 205, 270	5, 473, 069					
道府県民税	222	28, 205, 270	3, 648, 843					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

58 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

平成28年度の課税については特にありません。

今後、申告特例寄附者が確定申告を行い特例の適用外になった旨の通知をした場合、寄附者が再度更正 の請求を行うことによる住民税の更正が発生し、納税及び還付事務の発生が予測されるなど事務の煩雑 化や住民の負担が増すことが考えられる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

確定申告などを行った事により、特例の適用外になった旨の通知内容についての問い合わせのみ。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税を行うことによる住民税収入の減額は望ましいものではないが、ふるさと納税による寄附金(財源)の増額や市のPR面を考慮すると、現状では市全体としては利点が多く感じる。 今後は、市の情報発信の場としてより一層活用できる制度であってほしい。

都道府県名 山梨県 市区町村名 大月市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左の)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	110	6, 290, 600	2, 859, 919	39	1, 346, 000	757, 632	104, 437				
	道府県民税	110	6, 290, 600	1, 907, 676	39	1, 346, 000	505, 101	69, 631				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号に規定する 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	12	103, 843	4, 792	24	7, 978, 463	167, 184
道府県民税	12	103, 843	3, 195	24	7, 978, 463	111, 456

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	2	21, 500	5, 125	1	10, 000	2	1, 500	1	10, 000	
道府県民税	2	21, 500	3, 417	1	10,000	2	1, 500	1	10, 000	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	148	14, 394, 406	3, 037, 020					
道府県民税	148	14, 394, 406	2, 025, 744					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山梨県 市区町村名 韮崎市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左の) うち、ふるさ b	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	149	13, 873, 000	5, 781, 595	67	3, 067, 000	1, 728, 603	1, 728, 603				
	道府県民税	149	13, 873, 000	3, 854, 433	67	3, 067, 000	1, 152, 424	1, 152, 424				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定す 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	19	180, 500	8, 850	44	1, 514, 393	84, 684
道府県民税	19	180, 500	5, 900	44	1, 514, 393	56, 456

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	7	1, 349, 000	172, 195	5	260, 000	4	49, 000	5	1, 040, 000	
道府県民税	7	1, 349, 000	114, 798	5	260, 000	4	49, 000	5	1, 040, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	219	16, 916, 893	6, 047, 324				
道府県民税	219	16, 916, 893	4, 031, 587				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

168 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例制度を使うために満たされなければいけない条件が広く周知されていないため、 確定申告をしてもワンストップ特例が反映されると思っていた。

0

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山梨県 市区町村名 南アルプス市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)							
区分			控除額(円)	左の	うち、ふるさと	: 納税ワンスト:	ップ特例制度適用分		
	人数(人)	寄附金額 (円)		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	277	12, 637, 800	8, 977, 150	100	1, 695, 200	1, 594, 843	253, 913		
道府県民税	277	12, 637, 800	5, 984, 986	100	1, 695, 200	1, 594, 843	253, 913		

		条の2第1項第2· に規定する寄附		地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又 は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定す る審附金に係るもの			
区分	(共同募金、	日本赤十字に対	する寄附金)	(条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	28	493, 680	44, 340	46	5, 204, 000	195, 780	
道府県民税	28	493, 680	29, 560	46	5, 204, 000	131, 480	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	6	2, 140, 280	1, 326, 973	8	1, 065, 200	1	4, 560	4	1, 070, 520
道府県民税	7	2, 691, 760	681, 761	8	1, 065, 200	1	4, 560	6	1, 622, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	357	20, 475, 760	10, 544, 243				
道府県民税	358	21, 027, 240	6, 827, 787				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

238 件

- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。
- 特例通知書の整理事務が増えたことにより確認処理に時間を取られてしまい、当初課税に向けた課税 資料の確認事務に影響が生じた。
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税を各団体の応援寄附という趣旨で考えれば、税額控除として優遇する必要は無いと考える。 特に返礼品を受け取ることが前提してあるならば、その返礼品は一時所得として所得に加算すべき。 次にワンストップ特例制度に関し、所得税控除分を市町村税から賄うことは是正していただきたい。

都道府県名 山梨県 市区町村名 北杜市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分			(品)		左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	201	14, 426, 601	5, 959, 488	41	2, 210, 000	1, 256, 322	230, 523		
道府県民税	201	14, 426, 601	3, 973, 024	41	2, 210, 000	837, 561	153, 687		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	7	90, 000	4, 560	74	23, 535, 175	1, 385, 087	
道府県民税	7	90, 000	3, 040	78	23, 573, 175	924, 592	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	8	1, 329, 000	152, 718	5	200, 000	7	530, 000	5	599, 000
道府県民税	8	1, 469, 000	105, 109	5	200, 000	7	530, 000	5	739, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	290	39, 380, 776	7, 501, 853				
道府県民税	294	39, 558, 776	5, 005, 765				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

102 件

3.	ふるさと納税ワンストップ特例制度について、	平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について
記入	.してください。	

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務 から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山梨県 市区町村名 甲斐市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分			(有り入旦)が	「宗、中町村、特別区に対する金附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	505	46, 830, 000	20, 145, 326	184	9, 029, 000	5, 161, 844	854, 340		
道府県民税	505	46, 830, 000	13, 430, 313	184	9, 029, 000	3, 441, 287	569, 585		

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	
市町村民税	14	897, 000	52, 140	49	1, 346, 316	74, 899	
道府県民税	14	897, 000	34, 760	48	1, 182, 316	43, 453	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
	, -					左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	21	10, 294, 500	3, 241, 276	20	9, 427, 000	9	420, 500	14	447, 000
道府県民税	21	10, 294, 500	2, 162, 052	20	9, 427, 000	9	420, 500	14	447, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	589	59, 367, 816	23, 513, 641				
道府県民税	588	59, 203, 816	15, 670, 578				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

184 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

寄附を受けた自治体からの特例通知の送付に関して、数件誤送付等があり、多少混乱した。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

自分自身の寄付金控除の限度額を知りたいという問い合わせが多くあった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本来のふるさと納税の趣旨である自治体を応援するというものはあまり考えられておらず、自身の税金に関して優遇を受けようと考えている住民が大多数であるため、制度自体の意味合いが薄れていると思われる。自治体からの返礼品に関して申告を行うべきものとそうでないものの認識がされているか疑問に思う部分がある。

都道府県名 山梨県 市区町村名 笛吹市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、 $\underline{$ 平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。
- <u>後している嫉</u>値を回合していたにくもいてす。 ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~(3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
	(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
区分				左の	うち、ふるさと	:納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	283	16, 256, 500	7, 609, 666	102	4, 363, 000	2, 441, 954	325, 666				
道府県民税	283	16, 256, 500	5, 073, 161	102	4, 363, 000	1, 628, 001	217, 123				

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2 に規定する寄附 日本赤十字に対		地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又 は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定す る寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	10	2, 501, 000	62, 773	45	1, 343, 000	53, 580	
道府県民税	10	2, 501, 000	41, 850	49	1, 632, 000	46, 960	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	14	1, 611, 000	459, 810	11	1, 042, 000	8	220, 000	9	349, 000	
道府県民税	14	1, 611, 000	306, 541	11	1, 042, 000	8	220, 000	9	349, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	352	21, 711, 500	8, 185, 829				
道府県民税	356	22, 000, 500	5, 468, 512				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ 特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

> 248 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記 入してください。

確定申告をすることなく寄附金控除を受けられることは、制度として魅力があると思われ、寄附者増加の 大きな要因となっている。申告特例通知は確定申告の受付が始まるまでの短期間に入力を終わらせる必要 があり、また特例通知受領者が申告に来た場合の対応の徹底や適用除外となった場合の対応など、繁忙期 の事務量が確実に増加してしまう。さらに利用者が増えて行った場合の対策に不安を感じる。

- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者) から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ワンストップ制度があることによって確定申告をする必要がないため、気軽にふるさと納税ができた
- ・ワンストップの申請書がいかにもお役所的文章(法令等がどうのこうのとか細かい字でいろいろ書いてある)でわかりにくい。 ・いつまでに提出すればいいかとか送られてきた文章ではわからなかった。
- ・とりあえずワンストップの申請書を書いて提出したが、その後の流れが良くわからなず、申告に使用する寄附金証明書も入っているし確
- ・ワンストップ制度を利用したが、確定申告をすることになったとき、寄附金控除でふるさと納税分も申告しなければならないなんて税務 課に教えてもらわなければ知らなかった
- ・確定申告で少額の所得税が還付になるくらいなら、住民税で合わせて控除になるのは便利だった
- ・ワンストップの申請書を寄付先に送ったあと、受理されたかどうか教えてほしかった。申請書を送って控除されたかどうか翌年の6月ま でわからなかった。
- 将来的にマイナンバー で申請不要にならないか
- ・紙を郵送するのではなく、インターネット上で申請ができればよかった。 ・ アンストップ制度が使えるのは5団体までだが、それ以上でも使えるようにしてほしい
- ・申請書を記載するとき、団体ごとに記入する箇所が違ったため紛らわしい。 (日付など)

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところ です。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後 のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

るるさと納税の返戻品には、地域の特産品などが多いが、そのお礼の品をとおして自治体や特産品の認知 度が向上し、直接足を運んでもらうことにつなげられるとするならば自治体運営上非常に有用な制度であ ると考える。その一方、行き過ぎた寄附金獲得競争になっている面もあると感じている。特産品のPRだけ ではなく、寄附金がその自治体にどのように使用され、地域づくりがなされているかなど示すことも大切 だと考える。

都道府県名 山梨県 市区町村名 上野原市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ	区分		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
				(相)担力		75. ロッド (特別区に対する音的金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	133	12, 337, 000	5, 257, 976	44	2, 805, 000	1, 527, 646	281, 073				
	道府県民税	133	12, 337, 000	3, 505, 302	44	2, 805, 000	1, 018, 445	187, 389				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	10	659, 000	85, 334	20	1, 309, 000	95, 820	
道府県民税	10	659, 000	57, 090	20	1, 309, 000	66, 200	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	5	1, 254, 000	81, 044	2	30, 000	5	549, 000	3	675, 000
道府県民税	5	1, 254, 000	54, 230	2	30,000	5	549, 000	3	675, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	168	15, 559, 000	5, 520, 174				
道府県民税	168	15, 559, 000	3, 682, 822				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

44)件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告が不要なことで、ワンストップ特例制度を使う人が多かった。しかし、中には、確定申告をしたが、ふるさと納税の申告をせず、ワンストップ特例制度でふるさと納税の申告をする方がいた。住民税からふるさと納税分を控除するには、確定申告でふるさと納税の申告を行う必要があるので、もっと周知をする必要がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特にありません。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特にありません。

都道府県名 山梨県 市区町村名 甲州市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ	区分		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
								ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
Ī	市町村民税	129	12, 123, 300	4, 815, 610	26	1, 285, 000	727, 176	115, 916			
ì	道府県民税	129	12, 123, 300	3, 210, 428	26	1, 285, 000	484, 793	77, 282			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	13	243, 903	13, 075	42	4, 165, 000	83, 974	
道府県民税	13	243, 903	8, 717	42	4, 165, 000	55, 983	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	核当するもの			-t-	n 4-3n		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		左の内訳 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	16	942, 257	191, 240	9	427, 000	12	102, 757	11	412, 500
道府県民税	16	942, 257	127, 493	9	427, 000	12	102, 757	11	412, 500

	슴計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	200	17, 474, 460	5, 103, 899				
道府県民税	200	17, 474, 460	3, 402, 621				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

<mark>57</mark> 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

当市に届いた申告特例通知書(第55号の7様式)のおよそ半数が、本人の確定申告書提出などにより無効の書類となった。ワンストップ特例の制度が納税者によく理解されていないと感じた。また確定申告書を提出した場合で、寄付金控除の記載がない(申告に含めない)方が複数いた。事情を聞くと、寄付金はワンストップ特例による控除がされるので申告に含めないでも控除されると思っていた、など、制度の弊害が生じていると感じた。更なる制度周知が必要。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし。

都道府県名 山梨県 市区町村名 中央市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	182	18, 689, 601	7, 882, 519	52	2, 504, 000	1, 420, 096	220, 941				
道府県民税	182	18, 689, 601	5, 255, 051	52	2, 504, 000	946, 747	147, 302				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附: 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	13	141, 133	6, 908	35	988, 000	55, 080	
道府県民税	13	141, 133	4, 606	35	988, 000	36, 720	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	が当するもの						
	0 242 / 51) 400 25\IL(C)	A			左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	12	3, 149, 604	859, 555	12	2, 068, 004	3	11, 600	10	1, 070, 000
道府県民税	12	3, 149, 604	573, 040	12	2, 068, 004	3	11,600	10	1, 070, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	242	22, 968, 338	8, 804, 062				
道府県民税	242	22, 968, 338	5, 869, 417				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

164 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

制度発足初年度ということもあって、住民の制度に対する理解不足が懸念されたが、実務を行う中では、特段と混乱もなかった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税制度の発足した目的、趣旨に照らし合わせると、現状は、都市部から地方というより、地方から地方へと公金が大きく移動しており、また地方自治体が実施している手法にも疑念を感じることが多く、今以上に一定の制限が加える必要があると思われる。

都道府県名 山梨県

世界 市区町村名

市川三郷町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分				左の)うち、ふるさと	: 納税ワンスト:	ップ特例制度適用分				
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	52	4, 315, 500	1, 522, 355	19	460, 000	253, 219	33, 153				
道府県民税	52	4, 315, 500	1, 014, 916	19	460, 000	168, 819	22, 105				

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2 ・に規定する寄降 日本赤十字に対	対金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	11	881, 758	40, 055	17	1, 377, 000	74, 700	
道府県民税	11	881, 758	26, 703	17	1, 377, 000	49, 800	

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	4	109, 090	10, 184	2	30, 000	3	11, 090	3	68, 000
道府県民税	4	109, 090	7, 309	2	30, 000	3	11, 090	3	68, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	84	6, 683, 348	1, 647, 294				
道府県民税	84	6, 683, 348	1, 098, 728				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

28 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告をする場合、特例の適用が受けられないことをもう少し周知した方がよい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

寄附というより、自分の利益のために行っている気がする。(自分さえよければ自分の住んでいる自治体や寄付先の自治体がどうなろうとも)

住民税が減る自治体があることを考えると、控除額の全てを国税から控除したらどうか? ふるさと納税を募るためにポータルサイト?への登録をすることで件数を増やそうとするが、1件当たり で10%の手数料を払うとか税金が別の場所へ流れていくのはどうかと思う。

都道府県名 山梨県 市区町村名 早川町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ	区分		地方税法第3		1号又は第314条の 5県、市町村、特			全に係るもの	
					左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)	
	市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	
	道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0	0	0	1	11,000	540	
道府県民税	0	0	0	1	11,000	360	

	3つのうちい	ずれか2以上に	亥当するもの			左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	1	11,000	540					
道府県民税	1	11,000	360					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山梨県 市区町村名 身延町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第3	37条の2第1項第1 (都道府	 号又は第314条の 号県、市町村、特			全に係るもの
	区分			(117.27)				ップ特例制度適用分
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
,	市町村民税	39	4, 533, 000	1, 403, 182	8	417, 000	237, 119	42, 186
	道府県民税	39	4, 533, 000	935, 460	8	417, 000	158, 082	28, 127

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	16	283, 000	12, 540	18	4, 188, 000	248, 940	
道府県民税	16	283, 000	8, 360	18	4, 188, 000	165, 960	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	3	645, 000	167, 695	3	490, 000	1	5, 000	2	150,000		
道府県民税	3	645, 000	111, 797	3	490, 000	1	5, 000	2	150, 000		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	76	9, 649, 000	1, 832, 357					
道府県民税	76	9, 649, 000	1, 221, 577					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

24 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山梨県 市区町村名 南部町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第3		1号又は第314条			全に係るもの		
	区分			(田)旦/		F県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	15	911,000	378, 161	4	66, 000	33, 395	2, 435		
	道府県民税	15	911, 000	252, 109	4	66, 000	22, 264	1,623		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附: 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	4	44, 770	2, 207	15	700, 000	28, 170	
道府県民税	4	44, 770	1, 471	15	700, 000	18, 780	

	3つのうちい	ずれか2以上に記	亥当するもの			左(の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	34	1, 655, 770	408, 538					
道府県民税	34	1, 655, 770	272, 360					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください

なし

都道府県名 山梨県 市区町村名 富士川町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分			(田)旦/		左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)					
	市町村民税	56	11, 523, 000	2, 562, 358	17	662, 000	370, 855	50, 639					
	道府県民税	56	11, 523, 000	1, 708, 246	17	662, 000	247, 242	33, 763					

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	第314条の7第13	条の2第1項第3号及び第4号又は 項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの Eめるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	8	101, 248	4, 995	25	1, 086, 500	56, 370
道府県民税	8	101, 248	3, 330	25	1, 086, 500	37, 580

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	2	261, 000	38, 503	2	160, 000	1	1, 000	1	100,000		
道府県民税	2	261, 000	25, 669	2	160, 000	1	1,000	1	100,000		

	合計		
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	91	12, 971, 748	2, 662, 226
道府県民税	91	12, 971, 748	1, 774, 825

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

46 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ふるさと納税のワンストップ特例制度と税額の控除に係る計算式が複雑で、住民への説明がしづらい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ふるさと納税の寄付申込み時に、ワンストップ特例制度を選択する場合、併せて申請できる ようにしてほしい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山梨県 市区町村名 昭和町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	150	16, 079, 000	6, 806, 464	54	2, 765, 000	1, 558, 279	261, 805			
	道府県民税	150	16, 079, 000	4, 537, 674	54	2, 765, 000	1, 038, 869	174, 546			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	27	238, 546	219, 344	26	2, 117, 000	361, 294	
道府県民税	27	238, 546	146, 989	29	2, 157, 000	242, 263	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		_ :::::		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	4	1, 849, 500	451, 875	2	1, 162, 000	5	67, 500	4	620,000	
道府県民税	5	1, 869, 500	302, 010	2	1, 162, 000	5	67, 500	5	640, 000	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	207	20, 284, 046	7, 838, 977					
道府県民税	211	20, 344, 046	5, 228, 936					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

177 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特に無し

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特に無し

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特に無し

都道府県名 山梨県 市区町村名 道志村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の)うち、ふるさと	: 納税ワンスト;	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	4	320, 000	129, 303	1	20, 000	10, 810	1, 103		
	道府県民税	4	320, 000	86, 203	1	20, 000	7, 201	736		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	4	28, 200	1, 332	1	5, 200	192	
道府県民税	4	28, 200	888	1	5, 200	128	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	9	353, 400	130, 827				
道府県民税	9	353, 400	87, 219				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山梨県 市区町村名 西桂町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Γ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左の)うち、ふるさる	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
Ī	市町村民税	21	995, 000	492, 705	10	270, 000	150, 010	18, 900				
ì	道府県民税	21	995, 000	328, 474	10	270, 000	100, 010	12, 600				

区分	7第1項第2号	©2第1項第25 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税				2	9, 000	300	
道府県民税				2	9,000	200	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税											
道府県民税											

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	23	1, 004, 000	493, 005				
道府県民税	23	1, 004, 000	328, 674				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

14 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特にありません。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特にありませんでした。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特にありません。

都道府県名 山梨県 市区町村名 忍野村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(117.27)		左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	167	42, 030, 700	17, 602, 420	49	7, 811, 000	4, 600, 073	1, 323, 756			
	道府県民税	167	42, 030, 700	11, 734, 973	49	7, 811, 000	3, 066, 731	882, 503			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	1	20, 000	1, 080	4	91, 000	1, 560	
道府県民税	1	20, 000	720	4	91, 000	1, 040	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	2	386, 000	161, 670	2	355, 000	2	31,000			
道府県民税	2	386, 000	107, 780	2	355, 000	2	31,000			

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	174	42, 527, 700	17, 766, 730				
道府県民税	174	42, 527, 700	11, 844, 513				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

174 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

特例制度を申請したことで寄付金控除が受けられると思い、確定申告の際に寄付金控除を漏らしているケースが見受けられました。また、申告特例通知書が届いた方の大半が確定申告もしていましたので、従前どおり確定申告により寄付金控除を適用しても問題ないと思いました。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

収入に対しての寄附金控除の限度額を教えてほしいとの問い合わせが多くありました。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

自治体間の寄附金額に格差が広がっているように思われるため、もう少し緩和できる方向で考えていただきたいです。

都道府県名 山梨県 市区町村名 山中湖村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(田)旦/	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	29	3, 442, 500	1, 126, 864	6	289, 000	178, 337	158, 963				
	道府県民税	29	3, 442, 500	752, 768	6	289, 000	113, 781	100, 347				

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	2	15, 400	504	13	1, 013, 600	67, 284	
道府県民税	2	15, 400	320	13	1, 013, 600	47, 296	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	44	4, 471, 500	1, 194, 652				
道府県民税	44	4, 471, 500	800, 384				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山梨県 市区町村名 鳴沢村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の)うち、ふるさ <i>も</i>	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	32	2, 180, 000	937, 413	12	855, 000	442, 804	107, 614			
	道府県民税	32	2, 180, 000	624, 947	12	855, 000	295, 207	71, 746			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号に規定する 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1	24, 000	720	2	30, 000	1, 560
道府県民税	1	24, 000	480	2	30, 000	1, 040

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 共 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	35	2, 234, 000	939, 693					
道府県民税	35	2, 234, 000	626, 467					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

12 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

件数が少ないため、当村においてはそれほど負担にはなっていませんが、 件数の多い自治体では課税システムの機能が成熟していないため、 相応の事務負担があるのではないかと思われます。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山梨県 市区町村名 富士河口湖町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	179	20, 797, 000	8, 662, 672	52	2, 680, 000	1, 544, 023	1, 544, 023		
道府県民税	179	20, 797, 000	5, 775, 143	52	2, 680, 000	1, 029, 365	1, 029, 365		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	8	88, 500	3, 930	17	576, 500	26, 010	
道府県民税	8	88, 500	2, 620	17	576, 500	17, 340	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	8	1, 829, 200	583, 028	6	1, 512, 100	4	80, 000	5	237, 100
道府県民税	8	1, 832, 200	388, 806	6	1, 512, 100	4	80,000	6	240, 100

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	212	23, 291, 200	9, 275, 640				
道府県民税	212	23, 294, 200	6, 183, 909				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山梨県 市区町村名 小菅村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)							
	区分				左0)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分	
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)	
	市町村民税	0	0	0	0				
	道府県民税	0	0	0	0				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0			0			
道府県民税	0			0			

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			左位	の内訳		
区分				都道府県、市町 対する	T村、特別区に 寄附金		左の内訳 募金、日本赤十字社に対する寄附する寄附金 条例で定めるものに対する寄附する寄附金 人数 (八) (円) (人) (円)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)				
市町村民税	0			0					
道府県民税	0			0					

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	0							
道府県民税	0							

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度の実例経験がない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山梨県 市区町村名 丹波山村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)							
区分	人数(人)			左0	りうち、ふるさん	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分	
		寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)	
市町村民税	0							
道府県民税	0							

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対		地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0			0			
道府県民税	2						

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳						
区分				都道府県、市町 対する	T村、特別区に 寄附金		本赤十字社に対 寄附金	条例で定める	条例で定めるものに対する寄附 金 人数 (人) 寄附金額 (円)	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)			
市町村民税	0									
道府県民税	0									

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	0						
道府県民税	0						

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし